

## さいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者が移動に要する自動車の運行に伴う燃料費用の一部を助成することにより、重度心身障害者の経済的負担の軽減と生活の利便を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に記載されている障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める1級若しくは2級の障害又は3級の下肢若しくは体幹機能障害である者
- (2) さいたま市の療育手帳制度要綱により交付を受けた療育手帳（以下「療育手帳」という。）に障害の程度が㊦又はAである旨記載されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）に障害の程度が1級である旨記載されている者
- (4) 次のアからウまでに掲げる手帳のうちいずれか2以上の手帳の交付を受けている者
  - ア 障害の程度が身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に定める3級である旨記載された身体障害者手帳
  - イ 障害の程度がBである旨記載された療育手帳
  - ウ 障害の程度が2級である旨記載された精神障害者保健福祉手帳

### (受給資格)

第3条 助成金の支給を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく運転免許証の所有者で、かつ、自ら又は同居の家族が所有する自動車を運転し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、同一年度内に重度心身障害者がさいたま市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱による助成を受けている場合は、当該重度心身障害者は、助成対象者とししない。

- (1) 満18歳以上の重度心身障害者
- (2) 重度心身障害者と同居の家族で、主に当該重度心身障害者の移動支援を行っている者

### (所得の制限)

第4条 次条第1項の規定にかかわらず、重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成対象者には助成しない。

- (1) 前年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいう。以下同じ。）が課されているとき。
- (2) 前年度の市町村民税が、申告を行わないこと等により確認することができないとき。

（助成金の額）

第5条 市長は、助成対象者に対し、使用した燃料1リットルにつき50円とし、1年度につき10,000円を限度として助成する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の初日において第3条の規定する助成対象者でなかった者が当該年度の途中で次条の規定による申請を行った場合にあっては、別表第1に規定する量を限度とする。

（申請及び受給資格の登録）

第6条 助成金の支給を受けようとする者は、重度心身障害者自動車燃料費助成金受給資格登録申請書（様式第1号）により市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の申請をするときは、次の掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 申請の日の属する年度の前年度分の市町村民税の課税状況が分かる書類。ただし、市長が公簿等により当該課税状況を確認することができるときは、この限りではない。

(4) その他市長が必要と認める書類

（受給者証の交付及び停止の通知）

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成対象者であると認めるときは、助成を受ける資格がある者として登録するものとする。

2 市長は、前条の規定により登録した者（以下「登録者」という。）が第4条各号のいずれにも該当しないときは重度心身障害者自動車燃料費助成資格認定通知書（様式第2号）を交付し、登録者が第4条各号のいずれかに該当するときは、さいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成停止通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（課税状況の確認）

第8条 市長は、毎年度、登録者が第4条各号のいずれかに該当するか否かを確認するものとする。

2 登録者は、毎年度、前項の規定による確認に必要な書類として、助成に係る年度の前年度分の市町村民税の課税状況が分かる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により当該課税状況を確認することができる登録者については、この限りではない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による確認を行った場合について準用する。  
（助成金の請求）

第9条 助成金の請求は、翌年度の4月10日までに、重度心身障害者自動車燃料費助成金請求書（様式第4号）により、市長に請求するものとする。

2 前項の申請をするときは、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書又はその写し

(2) 運転免許証の写し

(助成金の支給)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(届出の義務)

第11条 登録者は、登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに重度心身障害者自動車燃料費助成金変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(資格の喪失等)

第12条 登録者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成を受ける資格を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 施設入所したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に規定する助成対象者の要件に該当しなくなったとき。

2 助成対象者又は家族は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、助成資格喪失届（様式第6号）に受給者証を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

3 市長は、助成対象者が第1項第4号に該当したと認めるときは、重度心身障害者自動車燃料費助成資格喪失通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金を受けた者がいるときは、当該助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第14条 市長は、重度心身障害者自動車等燃料費助成金支給台帳（様式第8号）を備え、給付状況を常に明確にしておくものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日においてこの要綱による改正前のさいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱第7条第1項に規定する助成対象者であった者又は福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱第7条に規定する利用者であった者でこの要綱による改正後のさいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)第4条各号のいずれかに該当する者に対しては、平成26年3月31日までの間は、同条の規定は適用しない。
- 3 前項に規定する者に係る助成金額は、改正後の要綱第5条第1項の規定にかかわらず、1年度につき5,000円を限度とする。
- 4 附則第2項に規定する者が年度の途中で改正後の要綱第4条第2項の規定による申請を行ったときは、改正後の要綱第5条第1項の規定にかかわらず、その者に係る助成金額は、申請の日の属する月以後の当該年度の月数に応じ、市長が別に定める助成金額以内とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のさいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表 1

10,000円助成の場合(使用量単位リットル、限度額単位円)

	1か 月	2か 月	3か 月	4か 月	5か 月	6か 月	7か 月	8か 月	9か 月	10か 月	11か 月	12か 月
使用量	16	33	49	66	83	100	116	133	149	166	183	200
限度額	800	1650	2450	3300	4150	5000	5800	6650	7450	8300	9150	10000

5,000円助成の場合(使用量単位リットル、限度額単位円)

	1か 月	2か 月	3か 月	4か 月	5か 月	6か 月	7か 月	8か 月	9か 月	10か 月	11か 月	12か 月
使用量	8	16	24	33	41	50	58	66	74	83	91	100
限度額	400	800	1200	1650	2050	2500	2900	3300	3700	4150	4550	5000

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住所 さいたま市 区

氏名

（署名又は記名押印）

重度心身障害者自動車燃料費助成金受給資格登録申請書

さいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱第 6 条の規定により、認定を受けたいので申請します。なお、登録決定にあたり、私の世帯の住民登録資料、税務資料、施設入所に関する事、その他について、各関係機関に調査し、若しくは照会し、又は関係資料の閲覧を求めることを承諾します。

対象者	住所	さいたま市 区		電話	
	氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	障害区分	1 身体障害者手帳 1 級・2 級 2 身体障害者手帳 3 級（下肢・体幹） 3 療育手帳㊦・A 4 精神障害者保健福祉手帳 1 級 5 身体障害者手帳 3 級・療育手帳 B・ 精神障害者保健福祉手帳 2 級（いずれか 2 以上の交付を受けている者に限る。）	手帳 番号	第 号	
登録車	所有者(使用者)		対象者との続柄		
	登録番号				
	使用の主な目的				
運転免許証内容	登録者		対象者との続柄		
	運転免許証番号		第 号		
振込先	金融機関名				(本・支店)
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	口座名義(カナ)				

『※区役所記入欄』

認定の適否	適・否	理由(否の場合)
認定番号	第 号	平成 年 月 日 調査者

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

〒 ー  
さいたま市 区

様

さいたま市長 清水 勇人

### 重度心身障害者自動車燃料費助成資格認定通知書

あなたのさいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成については、次のとおり助成資格を認定としたので通知します。

氏 名	
生年月日	
住 所	
有効期間	

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

〒 ー  
さいたま市 区

様

さいたま市長 清水 勇人

### 重度心身障害者自動車燃料費助成停止通知書

あなたのさいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成については、次のとおり助成停止としたので通知します。

氏 名	
生年月日	
住 所	
助成停止の理由	
助成停止の期間	

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住所 さいたま市

氏名

（署名又は記名押印）

対象者 氏名

重度心身障害者自動車燃料費助成金請求書

さいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱第 9 条の規定により、

年度分を下記のとおり請求します。

記

請求金額						円
------	--	--	--	--	--	---

審査欄

使用量 (A)	限量 (B)	認定量(C) A 又は B の少ない量	支給額 (C×50 円)
リットル	リットル	リットル	円

※ 請求の際には領収書と運転免許証の写しを添付してください。

※ 請求は翌年度の 4 月 10 日までに行ってください（期限の日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）。

※ 同一年度内に、福祉タクシー利用料金の助成を受けている場合、自動車燃料費の助成は受けられません。



様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 住所 さいたま市

氏名

（署名又は記名押印）

対象者 氏名

重度心身障害者自動車燃料費助成金変更届

さいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱第 1 1 条の規定により、下記事項に変更が生じたので届出します。

記

	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
登録車		
その他 ( )		

様式第 6 号 (第 1 2 条関係)

年 月 日

(宛先) さいたま市長

届出者 住所 さいたま市

氏名

(署名又は記名押印)

対象者 氏名

重度心身障害者自動車燃料費助成資格喪失届

さいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱第 1 2 条の規定により、自動車燃料費助成資格がなくなりましたので届出します。

記

ふりがな	
受給者氏名	
対象者氏名	
資格喪失理由 (番号を○で囲む)	1 死亡のため 2 市外へ転出のため 3 施設入所のため 4 その他 ( )
喪失年月日	年 月 日

様式第7号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

〒 ー  
さいたま市 区

様

さいたま市長 清水 勇人

### 重度心身障害者自動車燃料費助成資格喪失通知書

あなたのさいたま市重度心身障害者自動車燃料費助成については、次のとおり資格喪失としたので通知します。

氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	
喪失理由	
喪失年月日	年 月 日

